

卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定に関する方針は、本学院が育成する地域社会に貢献できる看護師の実現のための教育理念・教育目的・教育目標に達し、卒業までに身につけなければならない教育課程の規程単位（別表 第6条、第21条関係）を全て取得したものに卒業証書を授与する。並びに卒業を認定する者に対し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号に関する規定（平成6年文部省告示第84条）第2条の規定により専門士を付与することである。

(卒業の認定)

第20条 学院長は、第6条に定める教育課程の規定の規程単位を全て取得した者に対して卒業を認定する。

2. 学院長は、前項の規定により卒業を認定する者に対して、卒業証書を授与する。
3. 学院長は、第1項の規定により卒業を認定する者に対し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号に関する規程第2条の規定により専門士を付与する。

教育理念

本学院が設置されている岩見沢市は南空知の中核として、医療を担っている。緑豊かな自然にめぐまれた環境の中で、倫理観を基盤とした豊かな人間性、科学的思考に基づいた看護実践ができる能力を養い、地域に貢献できる看護師の育成を目指す。

教育目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに豊かな人間性を養い、地域社会の医療の発展に寄与できる看護師を育成する。

教育目標

1. 看護の対象である人間を、身体的、精神的、社会的な側面を持つ統合された存在であると理解できる能力を養う。
2. 倫理観を基盤に多様な価値観を尊重でき自らの向上のために学習する能力を養う。
3. あらゆる健康レベルにある対象に科学的思考に基づいた看護実践ができる能力を養う。
4. 保健医療福祉チームの連携をはかり看護師の役割りを果たす基礎的な能力を養う。